

入札公告

福島県私学助成補助金等事務処理職員派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 9 日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
 - ア 件名 福島県私学助成補助金等事務処理職員派遣業務
 - イ 数量 業務従事予定時間数 3,332.5 時間
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
福島県庁西庁舎 3 階私学・法人課（福島県福島市杉妻町 2 番 16 号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げている条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後にこの入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。
 - ア 契約の相手方として不適当な者
 - （イ） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所を

いう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者。
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
 - (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。
 - (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者。
- (6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。
 - (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与その他個人情報又は情報資産の取扱いが適切であることについて第三者機関の認定等を取得している者であること。
 - (8) 福島県内に本社又は営業所等を有し、かつ、当該契約に係る労働者の派遣に迅速かつ確実に対応できる体制を整えている者であること。
 - (9) この公告の日から過去5年以内において、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人の会計事務(補助金等の事務をいう。)及び学校法人又は公益法人(公益社団法人、公益財団法人)に係る認可事務について、当該事務処理業務に係る労働者を派遣し、又は当該業務に係る請負について受託し、誠実な履行をした実績があること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に、必要な書類を添付して、次に掲げる期限までに郵送又は持参により次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限
令和8年3月17日(火) 午後5時15分まで(必着)
- (2) 提出場所

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部私学・法人課（福島県庁西庁舎3階）

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

なお、福島県総務部総務課ホームページ「総務部入札情報」において、入札説明書等を確認及びダウンロードが可能である。

(1) 配布期間

公告の日から令和8年3月17日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

（午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 配布場所

上記3(2)に掲げる場所に同じ。

(3) その他

郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の切手付き返信用封筒を同封の上、上記3(2)に掲げる場所まで請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年3月23日（月）午後3時45分

(2) 場所

福島県福島市杉妻町2番16号 西庁舎3階 313会議室

(3) その他

郵便による入札は、認めない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札説明書による。

(2) 契約保証金

入札説明書による。

7 入札の効力

本件入札は、令和8年度予算が成立し、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 入札の無効

上記2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

9 その他

(1) 入札方法

入札書は、所定の入札書に必要とする事項を記載し、上記5(1)、(2)に掲げる日時及び場所において提出しなければならない。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(2) 落札者の決定の方法

入札単価が予定単価の制限の範囲内であって、上記1(1)イの予定数量を乗じて得た額の最低額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。なお、この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県総務部私学・法人課から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 本公告に関する問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部私学・法人課

電話 024-521-7048（直通） FAX 024-521-8345